



さくら

税理士法人 越智会計事務所
越智会計ニユース

編集発行人
代表社員・税理士
越智通秀

松山本社 〒790-0003
松山市三番町4-8-5
(第7越智会計ビル)
TEL 089(946)2000代
今治支店 〒794-0043
今治市南宝来町1-4-13
(第8越智会計ビル)
TEL 0898(32)2243代
東京支店 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6
TEL 03(3470)0493代

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	.	.

ワンポイント GSS(ガバメントソリューションサービス)

デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境。国税当局では昨年より金沢・福岡国税局で導入が始まり、今年6月までに全国の国税局へ順次展開される予定です。税務署等職員との連絡に、GSSにより提供されるメール、Web会議、オンラインストレージなどの各ツールが、必要に応じて利用可能となります。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 4月30日

トラブル・アクシデントが起きた場合の税務

法人は事業活動の中で火災・風水害・交通事故など思わぬトラブルやアクシデントに遭うことがあります。そして、ひとたびトラブル等が起こると、発生時の緊急対応に加え、見舞金や損害賠償の支払・受領など当事者として多様な事務処理が必要となります。こうしたトラブル対応に伴う税務処理を解説します。



1 火災や風水害により事務所・工場などが損傷した場合

法人が所有する資産が災害により被害を受けた場合、その被災に伴って発生する次のような損失や費用の額は、損金の額に算入することができます。

- ① 商品や原材料などの棚卸資産、店舗や事務所などの固定資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- ② 損壊した資産の取壊しや除去のための費用の額
- ③ 土砂その他の障害物の除去のための費用の額

災害等のあった日の属する事業年度（以下「被災事業年度」）中に損失の額が確定している場合は「災害損失」として損失の額を損金に計上します。被災した資産の区分に応じた災害損失の仕訳例は「表1」とおりです。

一方、法人の有する棚卸資産及び固定資産等で、災害により被害を受けたものについて、災害のあった日から1年を経過する日までに支出する見込みの修繕等のために要する費用を見積もった場合には、被災事業年度において損金経理により災害損

失特別勘定に繰り入れることができ、その翌事業年度以降に実費額との差額を精算することとなります。仕訳例は「表2」とおりです。

被災により固定資産の時価が帳簿価額を下回ることとなった場合は、その差額を損金に算入することができます。また原状回復のための費用や補強工事、排水又は土砂崩れ防止のための費用などは原則として、修繕費として費用の額に算入することができます。

被災に伴って保険金を受領した場合、「雑収入」に計上します。

2 事故やトラブルにより損害賠償金を支払った場合

従業員が仕事中に交通事故を起こした場合など、事業の遂行に関連して慰謝料や示談金、見舞金など、他人に与えた損害を補填するために法人が支出した損害賠償金は「雑損失」として損金に計上します（保険金で補填される金額は除きます）。損害賠償金は支払う金額が確定した時点で損金に計上しま

す。相手との交渉が長引いて年度内に支払う金額が確定しない場合は、相手方に提示した金額を未払金に計上することも可能ですが、その場合は相手方に提示した日付や金額、当金額が示談金等として提示したものであることを記載した文書を作成・保管しておく必要があります。

損害賠償金を分割払いする場合、とで相手方と合意した場合は、支払期日の到来をもつて債務が確定すると取り扱われるため、賠償金額の総額を一括で未払金に計上することはせず、実際に支払われた日付・金額ごとに損金に計上します。

なお、法人の事業に関連して発生した損害賠償金でも、事故やトラブルを起こした当事者に故意や重過失があった場合は損金計上が認められません。

3 事故やトラブルにより損害賠償金を受領した場合

事故やトラブルに関連して法人が損害賠償金を受領した場合は、「雑収入」として収益に計上します。損害賠償金を支払った場合と

同様、受領した場合も当事者間の合意に基づき、受領金額が確定した段階で収益に計上します。ただし実務では、合意があっても相手から支払いがされないことがあることから、実際に損害賠償金を受領した日が属する年度の収益に計上する取扱いも認められています。

4 例外的に消費税が課税される損害賠償金

消費税は事業者が国内において事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び特定仕入れ並びに保税地域から引き取られる外国貨物の引取りに課税されることから、対価性のない損害賠償金は原則として消費税は課税されません。

ただし、次のような損害賠償金は、例外的に消費税が課税されます。

- ・ 損害を受けた棚卸資産等が加害者に対して引き渡される場合において、その資産がそのまま、又は軽微な修理を加えることによって使用することができるときにその資産の所有者が收受する損害賠償金

は製品の販売・仕入価額と取扱われ、消費税が課税されません。

- ・ 特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受けた場合に権利者が收受する損害賠償金は特許や商標の使用料と取扱われ、消費税が課税されます。

事務所の明渡しが遅れた場合に賃貸人が收受する損害賠償金は事務所の家賃と取扱われ、消費税が課税されます。ただし、賃借物件が住宅の場合を除きます。

5 まとめ

このほか、被災した従業員に災害見舞金品を支給した場合、被災した取引先に災害見舞金を支出した場合、被災した取引先に有する債権を免除した場合など様々な税務上の取扱いが定められていますので、ケースに応じて確認する必要があります。

【参考資料】 国税庁 タックス アンサー No.8009

「被害により被害者の取扱い
を受けたとき
の法人税の取扱い」



【表1】災害損失の仕訳例

事 例	仕 訳			
被災により販売できなくなった商品50万円分を廃棄した	(借方) 災害損失	50万円	(貸方) 商品	50万円
被災により使用できなくなった機械(購入代金100万円・減価償却累計額50万円・被災までの当期の減価償却費10万円)を廃棄した	(借方) 減価償却累計額 (借方) 減価償却費 (借方) 災害損失	50万円 10万円 40万円	(貸方) 機械	100万円
被災により破損した倉庫のがれきの撤去費用50万円を普通預金から支払った	(借方) 災害損失	50万円	(貸方) 普通預金	50万円

【表2】災害損失特別勘定の仕訳例

年度	事 例	仕 訳			
被災事業年度	被災により、商品の価値の減少による商品の廃棄費用、土砂の除去費用、機械の原状回復のための修繕費の見積額として災害損失特別勘定100万円 ^① を計上した。	(借方) 災害損失特別勘定 繰入額	100万円	(貸方) 災害損失特別勘定	100万円
被災事業年度の翌事業年度の	商品の廃棄費用50万円を支出した。	(借方) 商品廃棄損 (借方) 災害損失特別勘定	50万円 50万円	(貸方) 現金 (貸方) 商品廃棄損	50万円 50万円
	土砂の除去費用20万円を支出した。	(借方) 土砂除去費用 (借方) 災害損失特別勘定	20万円 20万円	(貸方) 現金 (貸方) 土砂除去費用	20万円 20万円
	被災により使用できなくなった機械の原状回復費用として修繕費を20万円支出した。	(借方) 修繕費 (借方) 災害損失特別勘定	20万円 20万円	(貸方) 現金 (貸方) 修繕費	20万円 20万円
	災害損失特別勘定の残額10万円を戻し入れた。	(借方) 災害損失特別勘定	10万円	(貸方) 災害損失特別勘定 戻入益	10万円

(注) 被災資産の被災事業年度終了の日における価額とその帳簿価額との差額90万円より多額であり、この金額は保険金により補填される金額がない前提の仕訳例です。

税金クイズ

次のうち、配偶者控除を適用できるのはどの配偶者でしょうか？

- ① 内縁関係の配偶者
- ② 別居中の配偶者
- ③ 離婚した配偶者

【解説】

配偶者控除の対象となる配偶者とは、民法の規定による配偶者（届出により婚姻の効力が生じたもの）をいいます。内縁の妻など事実婚の相手方は、このような民法の規定による配偶者ではありませんから、配偶者控除の対象とはなりません。健康保険では、内縁の妻は一定の認定により被扶養者として保険証をもらい、病気やけがのときに保険給付を受けることができます。また、夫の会社から家族手当等が支給される場合もあります。しかし、厳しいですが、

税法上の配偶者控除は受けられません。

配偶者控除を受けるためには、夫婦が同居していることは適用要件になっていません。夫婦で住民票の住所が異なっても、「生計を一にする」状態であれば適用を受けられます。この「生計を一にする」とは、簡単に言えば財布が一緒であるということです。つまり、別居していても、常に生活費等の送金があれば「生計を一にする」に該当します。現金手渡しダメではありませんが、形が残る送金がお勧めです。

離婚した配偶者は民法の規定による配偶者でなくなるので配偶者控除は受けられません。問題は離婚の時期です。配偶者控除は、その年の12月31日時点で婚姻関係があるか否かで判定します。したがって、1月に離婚しても12月に離婚しても、その年の配偶者控除は受けられません。事情は色々ですが、離婚するなら年末より年明けまで待った方がいいかもしれません。

—— 正解は、②別居中の配偶者でした。
(出典:国税庁ホームページ)

KEY WORD

金地金等の譲渡対価の支払調書

金地金等を買ったときの所得は、原則として、譲渡所得として給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。このとき、売買を取り扱う業者（貴金属商、古物商等）は、売却した者への支払金額が1回で200万円を超えた場合には、その者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）と取引内容を記載した支払調書を税務署に提出する義務があります。支払調書提出の対象は、金地金、プラチナ地金、金貨、プラチナコインの売却取引、及び純金積立（金・プラチナ）の現金化取引です。銀地金や貴金属ジュエリーなどの売却は対象となりません。これは平成24年からの取り扱いで、金地金等の譲渡所得の申告漏れが多数把握されたことへの対応です。

譲渡所得には年間50万円の特別控除があり、保有期間5年超の場合はさらに1/2をしたものが課税される金額となります。

学校の入学に関する寄附金

Aさんは子供の学校入学に際して、学校からの案内に基づき寄附金を支払いましたが、これが寄附金控除の対象になるのかどうか心配しています。

規定では、学校の入学に関する寄附金の範囲から除かれます。学校の入学に関してするものは、本人又は子供等が入学を希望す

る学校に対する寄附金で、その納入がない限り入学を許されないとされるものその他入学と相当の因果関係のあるものとされています。この場合、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したものは、原則として「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当するとされています。例外もありますので、学校から配付された募集要項で控除対象か否かを再確認してください。